

男女共同参画中学生用学習資料

令和6年(2024年)度版

教 師 用 手 引 き



熊本県

教師用手引き 目次

Iはじめに～「男女共同参画」とは？～	1
1 「男女共同参画社会」って何ですか？	
2 今の社会は男女共同参画社会ではないのですか？	
3 男女共同参画社会の実現に向けて、どのような取組がなされているのですか？	
II「男女共同参画学習資料(中学生用)」について	3
1 学習資料のねらい	
2 「教師用手引き」について	
3 「評価」について	
4 指導のポイント及びスライド資料について	
5 指導内容と学習指導要領との関連例	
III指導事例	
1 第1学年「みんな生き生き」	5
(1) 学習資料の解説 (2) 学習資料の内容 (3) 学習展開案例（学級活動）	
(4) 指導のポイント	
●「固定的性別役割分担」	
●Q & A 「男女共同参画」について	
Q① 「男らしさ」「女らしさ」を否定することなの？	
Q② 熊本県における男女の雇用状況は？	
(5) スライド資料一覧	
2 第2学年「男女がよりよい関係を築くために」	11
(1) 学習資料の解説 (2) 学習資料の内容 (3) 学習展開案例（学級活動）	
(4) 指導のポイント	
●「D V」「デート D V」	
●「相手を尊重する関係」とは？	
(5) スライド資料一覧	
3 第3学年「男女がともに輝く社会の実現をめざして」	17
(1) 学習資料の解説 (2) 学習資料の内容 (3) 学習展開案例（学級活動）	
(4) 指導のポイント	
●「ワーク・ライフ・バランス」	
●「M字型カーブ」～日本女性の労働力率の特徴～	
(5) スライド資料一覧	
4 スライド資料一覧（その他の関係資料）	23
IV参考資料	
1 男女の地位の平等感	24
2 固定的性別役割分担意識	25
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	27
4 教育の状況	27
5 就業・雇用分野の状況	28
6 政策・方針決定過程への女性の参画	30
7 男女共同参画を知るためのキーワード	31
8 世界・日本・熊本県における男女共同参画の動向	32

※ 裏表紙 資料に関するインターネットURL一覧

I はじめに ~「男女共同参画」とは?~

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重、法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきましたが、現実の社会においては、男女間の不平等を感じる人も多く、なお一層の努力が必要とされています。また、国際的にも女性の地位向上の声が高まる中で、他国との状況を比較してみても我が国の実態は男女平等とは言えない状況です。※「IV 参考資料」(p24~)を参照してください。

そのような我が国の課題を改善すべく、「男女共同参画社会基本法」が平成11年に制定され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会の最重要課題と位置付けられました。社会のあらゆる分野において性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進が図られています。

はじめに、「男女共同参画社会」とはどのようなものか、みていきましょう。

1 「男女共同参画社会」って、何ですか？

「参画」：単なる「参加」ではなく、より積極的に意思決定過程に加わる、という意味です。



～「男女共同参画社会」の定義～

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

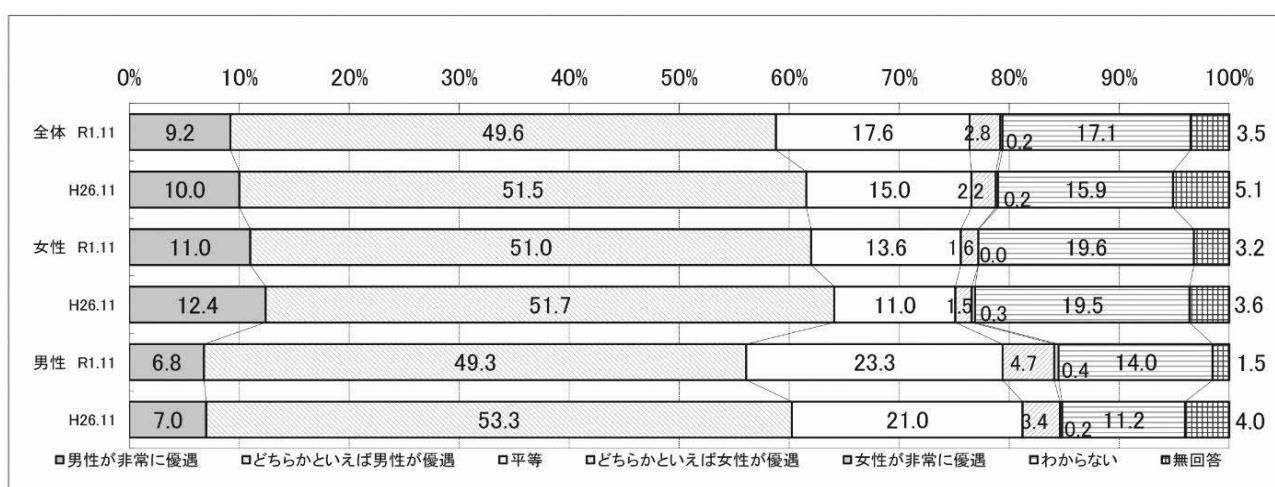
(「男女共同参画社会基本法」 平成11年6月 より)



権利や義務、社会参画の機会などに違いはないという男女平等を前提に男性も女性も、性別によって役割や生き方が決められるのではなく、自分の個性や能力に応じて様々な生き方を選択することができる社会のこと

2 今の社会は男女共同参画社会ではないのですか？

次の資料は、熊本県における「男女の地位の平等感」に関するアンケート調査の結果です。「男性優遇」の割合は減少傾向にありますが、依然として6割近くの人が「男性が非常に優遇されている」もしくは「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えています。



資料：「熊本県における男女の地位の平等感」 熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」(R1.11実施)

日本では男女平等を実現するために法律や制度はできていますが、実際には性差別、性別による固定的役割分担、偏見などが依然として残っています。特に女性については、国際的に見ると社会進出が遅れた国となっています。

熊本県についても資料でわかるように、男女の地位の平等感について、「男性が非常に優遇されている」又は「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人が58.8%おり、依然として男女ともに多くの人が男性優遇の社会であると考えていることが分かります。

※そのほかの調査資料については「IV 参考資料」(p24~)をご覧ください。

3 男女共同参画社会の実現に向けて、どのような取組がなされているのですか？

(1) 国連の主な取組・・・男女共同参画社会の実現は世界各国の共通課題です。

国連は創設以来、人権や差別撤廃に取り組んできましたが、国連が定めた「国際婦人年(S50年)」と「国連婦人の10年(S51年～S60年)」をひとつの契機として、我が国だけではなく世界各国が男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

2015(H29)年に決定した、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)においては、2030年までに政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及びリーダーシップの機会を確保することを掲げ、これらに沿って世界各国の取組が加速されています。

(2) 国の主な取組・・・男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題としています。

「国際婦人年」と「国連婦人の10年」を受けて、我が国は国連女子差別撤廃条約の批准(S60年)、男女雇用機会均等法(S60年)や男女共同参画社会基本法(H11年)や女性活躍推進法(H27年)の制定などを行いました。現在は、各省庁を束ねる内閣府が男女共同参画を担当し、第5次男女共同参画基本計画に基づき、各省庁と連携しながらあらゆる分野における男女共同参画に取り組んでいます。

【男女共同参画社会基本法】

○前文（抜粋）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。（中略）

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

(3) 熊本県の主な取組・・・男女共同参画の推進は、重点的に取り組む施策として位置づけられています。

「熊本県男女共同参画推進条例」により、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のために適切な措置を講じ、子どもたちが互いの人権を尊重し、性別に関わりなく、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる状況をめざしています。

【熊本県男女共同参画推進条例】

＜男女共同参画づくりに取り組むにあたり、県民がいつも心がけなければならない6つの基本的な理念＞
1 男女の人権の尊重 2 社会における制度又は慣行についての配慮 3 政策等の立案及び決定への共同参画
4 家庭生活における活動と他の活動の両立 5 国際的協調 6 県、県民、事業者及び市町村の協働

（平成13年12月制定）



【第5次熊本県男女共同参画計画：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）】

基本目標：「男女が互いを尊重し支え合う、多様性に富んだ持続可能な社会の実現」

Ⅱ 「男女共同参画学習資料(中学生用)」について

1 学習資料のねらい

「はじめに」でも述べたように、「男女共同参画社会」とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮することができる社会」です。つまり、社会一人一人がお互いを認め合い、思いやり、誰もが自分らしく生きることができる社会のことです。

しかし、大人の社会には、性別によって生き方、役割などを決めてしまう意識や慣習が今なお存在しています。そして、それらは知らず知らずのうちに、子どもたちの考え方や生き方に大きく影響しています。

「男女共同参画学習資料（中学生用）」は、生徒が「男は〇〇」「女は〇〇」などと性別によって役割を決めてしまうことなく、自分の個性と能力を十分に発揮するとともに、一人一人の多様な生き方を認め合うようになることをねらいとして作成しました。生徒が自ら考え、意見を交わしながら学べるようにワークシート形式であります。県内の中学校1年生全員を対象に配布し、卒業までの3年間、主に「学級活動」の時間に活用できるようにしています。

男女共同参画社会の実現に向けて、学校教育が果たす役割はたいへん重要です。この学習資料を活用した授業により、生徒が男女共同参画について理解を深めるとともに、生徒を通じて家庭や地域への啓発にもつながれば幸いです。

2 「教師用手引き」について

この「教師用手引き」には、「学習資料（中学生用）」を活用して授業を行う際に参考となる指導事例と参考資料を掲載しています。指導事例は、上述のとおり「学級活動」の時間で活用できるよう作成しています。

なお、指導事例はあくまでも参考にしていただくための例示であり、また学級活動以外の時間に活用することもできますので、生徒の実態や学校の実情に応じて、先生方が創意工夫して授業を行ってください。

3 「評価」について

各学年の学習展開案例には、学習の「ねらい」とそれに伴った「評価例」を掲載しています。また各時間の中心的活動場面を太字ゴシック体であります。各学校の観点に応じて評価を行ってください。

4 指導のポイント及びスライド資料について

各学年の学習内容に応じて、「指導のポイント」を掲載しました。男女共同参画について生徒を指導するにあたり、先生方にもご理解いただきたい事柄をまとめています。事前にお読みいただき、授業の際の参考にしてもらえたたらと思います。

また、各学年の学習資料にあわせ、スライド資料を作成し、CD-ROMに添付して配布しております。本手引きにも一覧を掲載しておりますので、授業の際にご活用ください。

5 指導内容と学習指導要領との関連例

P	学年	内 容	関連する学習指導要領の内容
1 ～ 3	第1学年	みんな生き生き (1) 男だから○○? 女だから△△? (2) 一人一人が輝くために	〈特別活動〉学級活動「内容」 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成 イ 男女相互の理解と協力 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 ウ 主体的な進路の選択と将来設計
4 ～ 6	第2学年	男女がよりよい関係を築くために	〈特別活動〉学級活動「内容」 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成 イ 男女相互の理解と協力
7 ～ 10	第3学年	男女がともに輝く社会の実現をめざして (1) 男女の平等の実現 (2) みんなの手で男女共同参画の実現を！	〈特別活動〉学級活動「内容」 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 イ 男女相互の理解と協力 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

III 指導事例

1 第1学年 「みんな生き生き」

(1) 学習資料の解説

ア 資料について

現在の社会には、「性別によって役割や生き方などを決めてしまう意識」が、今なお存在している。ここでは、資料の中の挿絵や言葉について考え、意見を出し合うことで、自分たちの身の回りで性別にとらわれた考え方や決めつけがないか振り返る。さらに、性別による役割や生き方などの決めつけにとらわれることなく、自分らしい生き方を追求し、のびのびと生活していくようになることをねらいとしている。

イ 指導上の留意点

- 資料の中の挿絵や言葉について、気づいたことや感じたことを自由に出しえる雰囲気を大切にする。生徒自身が自分の経験や身の回りのことを振り返ることができるよい機会となるようにする。
- 「男だから〇〇」「女だから〇〇」という固定的性別役割分担の考え方は、男女それぞれの役割や生き方に対する選択の幅を狭めたり、固定化してしまう場合があることをおさえる。
- 資料「先輩からのメッセージ」などを読むことにより、「男らしさ」や「女らしさ」ではなく、「自分らしさ」「その人らしさ」を大切にして生きていくことのすばらしさを実感できるようにする。

ウ 学習指導要領との関連（例）

〈特別活動〉学級活動 「内容」

- (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
 - ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成
 - イ 男女相互の理解と協力
- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
 - ウ 主体的な進路の選択と将来設計

エ 活用場面等

おもに第1学年の進路指導（導入部分）で活用

(2) 学習資料の内容

1 みんな生き生き

(1) 男だから○○? 女だから△△?

2つの場面 (AとB) を比べてみよう

ある晴れた日 (A)

ある晴れた日 (B)

ある教室で (A)

ある教室で (B)

男女の双子、兄のわたる君は、手先が器用で、手芸教室に通っている。将来の夢は、腕飾デザイナー。妹のかなみさんは、理科が得意で、将来は科学者になりたいと思っている。

場面を比べて、気づいたこと、感じたことはありませんか。

1-①

聞きませんか? こんな言葉…

“女の子は 女の子らしく、おしゃべりやかなしない。”

“女の子なんだから、皿洗いくらい 手伝いなさい。”

“あっ、たかし君。今日赤い自転車なんだ。”

“お姉ちゃんからもらったなんよ。よく赤色がいちはん好きなんだ。”

“ううん。よく似合っているたかし君は、ね、たかし君。”

“男だから、そのくらいでめぞめぞするな。男はがまん。”

これまで学校や家庭において、性別で決めつけたり、決めつけられたりしたことはありませんか。

1-②

「男だから○○」「女だから△△」という考え方を、あなたはどう思いますか。

1-③

(2) 一人一人が輝くために
お互いが生き生きと生活していくために大切なことは何でしょうか?

先輩からのメッセージ

※以下に掲載されている内の脚本等
は、取材時のものです。

整備士として活躍!
イエローハット本山店
整備士 小原 聰代さん

祖父が自転車の整備工場を開業したこともあり、小さな頃から機械が大好きで、中学生の頃は、技術の授業が得意でした。整備士である叔父のひきつきもあって、整備の雰囲気を学校へ通学。男性ばかりの職場で、時に力を借りながら、大好きな整備という仕事を日々取り組んでいます。今は後輩の育成が目標で、将来は自分の整備工場を持つことができるよう努めています。

「やればできる」みなさんも夢をあきらめず、自分らしさを輝かせていくください。

周りが何と言おうとも、自分はこれ!
株式会社シーサークルーズ
船長 三宅 桂さん

幼い頃から海に携わる仕事に憧れています。中学卒業後、父の造船所で長崎県南島原市の学校に進学しました。現在は観光クルーズの船長として、イルカウォッチングなどのガイドをしています。毎日、同じことの繰り返しのように思いますが、その都度変化する風向きや潮の流れなどに合わせて船を操作し、安全に運航できるように心掛けています。男性のお客さんから「女の子で大丈夫か?」と言われて、優しい思いをしたことがあります。でも、女性のお客さんから「おじいさんの船さんより気楽に艇に乗せて、楽しかった」と喜ばれた時は嬉しかったです。私は、何歳になつても「女性船長」であり続けたいです。みなさんは、「周りが何と言おうとも、自分はこれ!」という仕事を選んで欲しいですね。

自分が好きなことを仕事にできることは、やっぱり幸せなこと!

河内からいち保育園 保育士 池田 慎治さん

小さい子どもが大好きで、子どもの世話をする仕事に就きたいと思つていました。その当時、男性の保育士の資格がとれる大学では、男性が2名で、実習に行つても、男性の保育士はいませんでした。しかし、自分でやりたいと決めたことだったので、迷わず保育士の道に進みました。現在、年少組の担任をしています。日々、子ども達の成長を感じることができるのが楽しくてたまりません。これからもしっかり勉強して、将来は、自分の保育士をめざしたいと思っています。みなさんも、自分の好きなことを見つけて、そして、自分を信じてがんばってください。

1-④

(3) 学習展開案例（学級活動）

ア 本時のねらい

- 生活の中にある性別による固定化された意識に気付かせるとともに、その意識による役割や生き方などの決めつけにとらわれることなく、互いにその人らしさを認め、自分らしさを大切にして生きていこうとする態度を養う。

イ 展開例（1時間取り扱い）

過程	時間	学習活動 (学習資料のページ)	主な発問・指示	教師の指導・留意事項
導入	15	1 2つの場面を比べて、気付いたことや感じたことを出し合う。 (P 1)	○イラストの場面を比べて、気付いたことや感じたことはありませんか。 【スライド①～⑤】	○性別による固定化された意識で決めつけられることがおかしいことに気付かせる。 ○場面の対比によって本時のテーマとなる「その人らしさを認める」ことの大切さを感じ取らせておく。
展開	20	2 性別による固定化された意識についてこれまでの経験をもとに話し合う。 (P 2)	○今までに性別によって決めつけたり、決めつけられたりした経験はありませんか。 【スライド⑥】 ○「男だから〇〇」「女だから△△」という考え方をどう思いますか。 【スライド⑦】	○個人の性格を表す時にも、性別による固定化された意識だけで例のような言葉を使っていることに気付かせる。また、自分の経験を思い出させることにより、身近な問題として捉えることができるようする。 ○性別による固定化された意識による決めつけが単にいけないだけではなく、「なぜ、いけないのか」をじっくり話し合わせることにより、学習のまとめにつなげる。
	10	3 互いが、生き生きと生活していくために大切なことについて考える。 (P 3)	○みんなが、それぞれに力を出し合って、生き生きと生活していくには何が大切でしょうか。 【スライド⑧】	○性別によって物事を決めつけない。その人を判断しない。 ○性別により役割や生き方を決めつけない。 ○「自分らしさ」を大切にする。 ○友だちの「その人らしさ」も認め、大切にする。
まとめ	5	4 「先輩からのメッセージ」を読み、感想を発表する。 (P 3)	○P 3の先輩の話を読んで、どんなことを感じましたか。 【スライド⑨⑩】 ※時間があれば、「自分のよさ」や「自分らしさ」は何かを考えさせててもよい。	○性別による固定化された意識で物事を判断することなく、自分らしく生きることのすばらしさを感じさせる。 ○性別による固定化された意識に気づくことや、これから考えていこうとすることで、男女相互の理解を深め、互いに協力し尊重合うことができることをおさえる。

ウ 評価例

- 自分の中にある性別による固定した意識や見方がないか振り返り、「自分らしく生きる」ことを大切にしようとしている。

【主体的に人間としての生き方を選択しようとする態度】

※「評価の視点」は、特別活動における資質・能力の視点「自己表現」をもとに重点化を図った例です。

(4) 指導のポイント

キーワード 「固定的性別役割分担」

男女を問わず、個人の意思や能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として役割を固定的に分けることをいいます。

こんな言葉… 耳にしませんか？

「男は仕事」「女は家庭」

「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」 …など

「男女共同参画」について ~Q & A~

Q 1 「男らしさ」「女らしさ」を否定することなの？

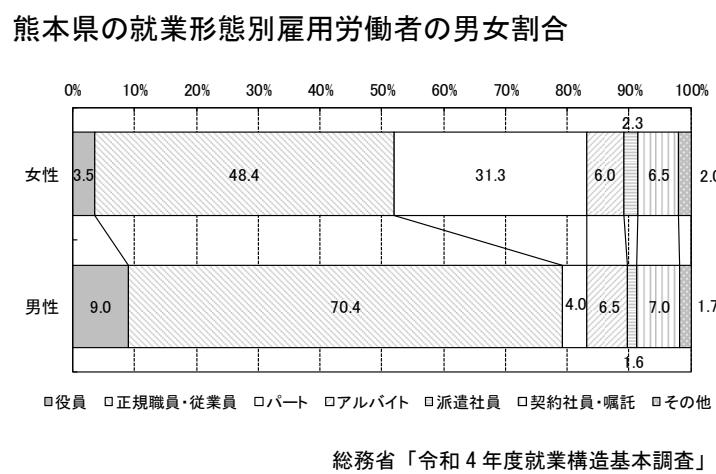
A 男女共同参画は、生物学的には男女に違いがあるということは当然として認めた上で、一人一人の個性を尊重し多様な選択を認め合い、性別に関わりなく、個人の能力を十分に発揮できる社会の実現をめざすものです。

個人がその内面において何を「男らしさ」「女らしさ」と考えるかについて関与しようとするものではなく、また、伝統や文化などを否定しようとするものでもありません。

「男らしさ」や「女らしさ」は、社会や状況に応じて、多様な意味をもつものであり、一概に定義できません。

男女共同参画のめざすところは、例えば「勇気」や「優しさ」などの人間にとてのよい特性を、「男らしさ」「女らしさ」の二つに分類するのではなく、男女を問わず大切にしようということです。

Q 2 熊本県における男女の雇用状況は？



仕事をする女性にとって、安心して出産・育児に携わることができる職場環境である、と言えるのでしょうか？

熊本県の労働者における正規職員・従業員である場合

女性 48.4%

男性 70.4%

女性のパートタイム労働者の場合

31.3%

これは、女性が出産や育児のために一度退職し、再就職する際にパートタイム労働者となる傾向にあることが一因と考えられます。

(5) スライド資料一覧 第1学年 「みんな生き生き」

①

男だから○○？ 女だから△△？

ある晴れた日(A)

お姉ちゃんからもらった赤い自転車に乗ってきたたかし君に対して…

たかし君、男なのに赤い自転車だよ。変なの。

たかし
たかし君はしょんぼり

②

男だから○○？ 女だから△△？

ある晴れた日(B)

①あつ、たかし君。今日赤い自転車なんだ。

②お姉ちゃんからもらったんだよ。ばく赤色がいちばん好きなんだ。

③そうなんだ。よく似合っているね、たかし君。

たかし
たかし君は、にっこり

③

男だから○○？ 女だから△△？

ある教室で(A)

男女の双子。兄のわたる君は、手先が器用で、手芸教室に通っている。将来の夢は、服飾デザイナー。妹のかなみさんは、理科が得意で、将来は科学者になりたいと思っている。

①わたる君が女の子でかなみさんが男の子だったらよかったですのにね。

②男の子で手芸が得意だと、おかしいのかな。

③女の子って科学者に向かないのかな。

④

男だから○○？ 女だから△△？

ある教室で(B)

①服飾デザイナーという夢は、手先が器用なわたる君にはぴったりだね。かなみさんの夢も、かなみさんの力が発揮出来るかも知れないね。

②よし、これからもがんばるぞ。

⑤

AとBの場面を比べて
気づいたこと
感じしたこと
話し合ってみましょう！

⑥

“女の子は女の子らしく、おしとやかにしなさい。”
“女の子なんだから、皿洗いくらい手伝いなさい。”
“男だから”、そのくらいでめそめそするな。男はがまん。

みなさんも性別で決めつけたり、決めつけられたりしたことってないかな？

⑦

男だから○○
女だから△△

…という考え方を、あなたはどう思いますか？

⑧

みんなが生き生きと生活するために大切なこと

- ✿ 性別によって、物事を決めつけない。
その人を判断しない。
- ✿ 性別により役割や生き方などを決めつけない。
- ✿ 「自分らしさ」を大切にする。
- ✿ 友だちの「その人らしさ」も認め、大切にする。

(9)

先輩からのメッセージ



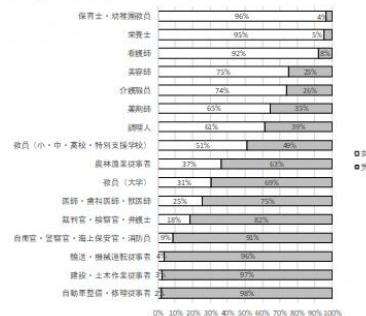
**かつやく
整備士として活躍!
イエローハット本山店**

整備士 小原 聖代さん

祖父が自動車の整備工場を経営していたこともあり、小さな頃から機械が大好きで、中学生の時は、技術の授業が得意でした。整備士である叔父のすすめもあって整備の専門学校へ進学。男性ばかりの職場で、時には力を借りながら、大好きな整備という仕事に日々取り組んでいます。今は検査員の資格取得が目標で、将来は自分の整備工場を持つことができるようになんばっています。「やればできる」みなさんも夢をあきらめず、自分らしさを輝かせてください。

(10)

資料①：職業別に見た男女の割合（全国）



総務省「令和2年国勢調査」

2 第2学年 「男女がよりよい関係を築くために」

(1) 学習資料の解説

ア 資料について

私たちは、普段の生活の様々な場面において「男だから…」「女のくせに…」という言葉や考え方を何気なく使っていることがある。学校生活においても同様である。ここでは、資料における男女の会話から気付きを出し合い、その言葉に含まれる意識を考えていくことで、男女が互いの理解を深め、思いを尊重し合い、対等でよりよい人間関係を築いていくこうとする態度を育てることをねらいとしている。

イ 指導上の留意点

- 資料の中の挿絵や言葉について、どのような意識や見方があるのか考えさせ、性別による固定化された意識で相手を自分の通りにしようとしていることに気づかせる。また、生徒自身にそのような経験がないか振り返らせる。
- 「よりよい関係」とはどのような関係なのかを考えさせていく中で、男女の違いや人権を尊重し、互いのことを思いやりながら、対等・平等な関係を築くことの大切さをおさえていく。さらに、これから自分たちがどんなことに気を付けていきたいかを考え、話し合わせていく。
- 性別の違いだけではなく、大人、子ども、高齢者や外国人等、その他のいろいろな違いも認め、相手の立場に立った思いやりのある人間関係を築くことの大切さに触れる。

ウ 学習指導要領との関連（例）

〈特別活動〉 学級活動 「内容」

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

- ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成
- イ 男女相互の理解と協力

エ 活用場面等

おもに第2学年の学級活動で活用

(2) 学習資料の内容

2 男がよりよい関係を築くために

次の場面を見て、気づくこと、感じることはありますか？

(1) 体育大会での後片付けの場面

①ねえ、私たち女子はごみを拾うから、よしき君たち男子はテントを運んでね。
②ええ…なんで男子だけがテント。
③何言ってるの。普通、力仕事は男がするでしょ。

お互いの考え方を聞いてみると…？

○力仕事は男子がして、力仕事以外のことを女子がすることは当然よ。
○力仕事が進んでできないなんて、男らしくないわ。
○どうして力仕事を男子に押しつけるんだ。
○どうしてはじめから女子は力仕事をしなくていいと思っているんだ。

それぞれの考えに、おかしいと思うところはありませんか。

(2) ある休日の場合

①今度の土曜日映画を見に行こうよ。
②えっ、その日はゆみと一緒に買い物に行く約束をしているんだけど…。
③みんなの断わればいいだろう。
④だって私から誘ったし、ゆみは私の大切な友だちだもん。
⑤ふつう友だちより彼氏を優先するのが当たり前のだろ。ちぐへ断れ。
⑥ううん…。じゃあ、そうするね。

お互いの考え方を聞いてみると…？

○私のことが好きだから、きっとやきもちでそう言ってるんだ。
○彼を怒らせないためには私ががまんすればいいんだ。
○女は男の言うことを聞くのがあたりまえだ。

それぞれの考えに、おかしいと思うところはありませんか。

-4-

-5-

2-③ 男女が相手の立場や思いを大切にする、よりよい関係だったら…

(1) 体育大会での後片付けの場面

①いっしょに持って行こうか。2人いれば運べそうね。
②そうだね。じゃあ、みんなでテントを運ぼう。

(2) ある休日の場合

①そうか。先に約束しているのなら仕方ないね。
②友だちも大切だから、また今度にするね。

よりよい関係を築いていくために、どんなことに気をつけていきたいですか。

「ちがい」を認め合い、互いを大切にできる社会に

私たちの社会の中には、さまざまな人がいます。それぞれの見た目や考え方方はちがっていますが、相手の立場に立って考え、理解し合える人間関係を築いていくことは大切です。性別や年齢、考え方や文化のちがいにとらわれることなく、ともに協力し合い、お互いを大切にできる社会をつくっていきたいですね。

-6-

(3) 学習展開案例（学級活動）

ア 本時のねらい

- 男女が互いの理解を深め、尊重し合い、対等でよりよい人間関係を築いていくこうとする態度を養う。

イ 展開例（1時間取り扱い）

過程	時間	学習活動 (学習資料のページ)	主な発問・指示	教師の指導・留意事項
導入	10	1 場面（1）を見て、気付いたこと、感じたことを出し合う。 (P 4)	○場面（1）を見て、気付いたことや感じたことを発表してください。 【スライド①②】	○「男だから」という意識から相手に対して固定的な役割をさせようとしていることをおさえ、男女が互いを思いやり協力し合えるよりよい関係を築くには、という本時の課題をおさえる。
		男女のよりよい関係について考えてみよう。		
展開	10	2 場面（2）について話し合う。 (P 5)	○場面（2）を見て、それぞれの考えにおかしいと思うところはありませんか。 【スライド③～⑥】 ○おかしいと思ったことを発表しましょう。	○性別による固定的な意識などから、男性が女性を自分の思いどおりにしようとしていることに気付かせる。 ○男女逆の立場もありえることをおさえる。
	10	3 男女が互いを尊重して、よりよい関係を築くために大切なことについて話し合う。 (P 6)	○相手の思いや立場を大切にする、よりよい関係だったら、何と言いますか。 【スライド⑦～⑨】 ○これからよりよい関係を築いていくためには、どんなことに気を付けていきたいですか。 【スライド⑩～⑫】	○相手を思いやり、それぞれの立場を考えた言葉を考えることで、互いに対等・平等な関係を築くことの大切さをおさえる。 ○これまでの自分の異性に対する見方や態度を振り返らせながら考えさせる。 ○次の3点をおさえる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">①性別による固定的な意識で判断しない。 ②相手を理解し、大切にする。 ③自分を大切にする。</div>
まとめ	5	4 「『ちがい』を認め合い、互いを大切にできる社会に」を読んで、教師の話を聞く。 (P 6)	○性別はもちろん、さまざまな人たちの立場に立って考え、理解し合い、協力し合える社会をつくりていきたいですね。 【スライド⑬】	○言動を変えていくためにも、まずは相手のことを理解し、大切に思う意識を備えていくことの大切さを伝える。 ○性別のちがいだけではなく、さまざまな人たちの違いを認め、相手の立場に立った思いやりのある人間関係を築くことの大切さに触れる。

ウ 評価例

- 異性に対するこれまでの自分の言動を振り返り、対等でよりよい人間関係を築こうとしている。

【主体的に多様な他者との関係をつくろうとする態度】

※「評価の視点」は、特別活動における資質・能力の視点「人間関係形成」をもとに重点化を図った例です。

(4) 指導のポイント

キーワード 「DV」「デートDV」

親しい間柄にある男女間に起きる暴力のことを「DV」(ドメスティック・バイオレンス)といいます。身体的な暴力の他に、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力などがあります。

また、交際中の男女間で起こるDVを、「デートDV」といいます。最近では特に、携帯電話を使って相手を監視したり束縛したりする事例が多く見られます。このようなDVは、周囲から気づきにくいのが特徴です。また、交際相手からの束縛や嫉妬を自分への愛情表現と思いこみ、DVだと気づかない場合もあります。

相手を思いどおりにするために、身体や心を傷つける行為は、すべて暴力と考えられます。DVに関する事件や相談は年々増加し、大きな社会問題となっています。

「相手を尊重する関係」とは…？

相手を尊重する、健康で気持ちのよい関係をつくるためには、次のようなことが大切です。

- 1 正直で率直な気持ちのやりとり
I (アイ) メッセージで正直に率直にオープンに自分の気持ちを伝え合う。
※「I = 私」を主語にして、自分自身がどう感じているかという思いを語ること。
- 2 関心
相手に興味や関心をもつ。共感をもって相手を理解しようとする聞き方をする。
- 3 安心　　いっしょにいるときに安心して話したり、行動したりできる。
- 4 信頼・サポート　　お互いが目的に向かっていくのを支援し合う。
- 5 性的自己決定権の尊重　　セックスは合意で。避妊の責任を負う。
- 6 楽しみの共有　　いっしょに行動して楽しむ。
- 7 適当な距離
いっしょにいることと独りでいることとの適度なバランスをとる。
- 8 ジェンダーに基づく偏見からの自由
社会的な男の特権を利用しない。女らしさ、男らしさを押しつけない。
- 9 誠実さ・謙虚さ　　自分の行動や感情に責任をもつ。
- 10 理解・思いやり　　相手の立場に立って、相手を理解しようとする。
- 11 支配しようしない愛　　相手を支配することと愛情は違うことを知る。
- 12 尊重・尊敬　　自分とは違う相手の価値観・考え方を受け入れる。

出典／山口のり子「若者のためのデートDV防止プログラム」

(5) スライド資料一覧 第2学年 「男女がよりよい関係を築くために」

①

男女がよりよい関係を築くために

■体育大会での後片付けの場面

①ねえ、私たち女子はごみを拾うから、よしき君たち男子はテントを運んでね。
②ええ…なんで男子だけがテント。
③何言ってる。普通、力仕事は男がするでしょ。

②

お互いの考えを聞いてみると…？

■体育大会での後片付けの場面

○力仕事は男子がして、力仕事以外のことを女子がすることは当然よ。
○力仕事が進んできかないなんて、男らしないわ。
○どうして力仕事を男子に押し付けるんだ。
○どうしてはじめから女子は力仕事をしなくていいくつも思っているんだ。

③

男女がよりよい関係を築くために

■ある休日の場合

①今度の土曜日映画を見に行こうよ。
②えっ、その日はゆみと一緒に買い物に行く約束をしているんだけど…。
③そんなの断ればいいだろう。
④だって私から誘ったし、ゆみは私の大切な友だちだもん。

④

男女がよりよい関係を築くために

■ある休日の場合

⑤ふつう友だちより彼氏を優先するのが当たり前だろ。今すぐ断れ。
⑥ううん…。じゃあ、そうするね。

⑤

お互いの考え方を聞いてみると…？

■ある休日の場合

○私のことが好きだから、きっとやきもちでそう言ってるんだ。
○彼を怒らせないためには私ががまんすればいいんだ。
○女は男の言ふことを聞くのがあたりまえだ。

⑥

それぞれの考え方には、おかしいところはありませんか。

⑦

「男女が相手の立場や思いを大切にする、よりよい関係」とは…？

平等、対等な関係

互いが生き生きできる関係

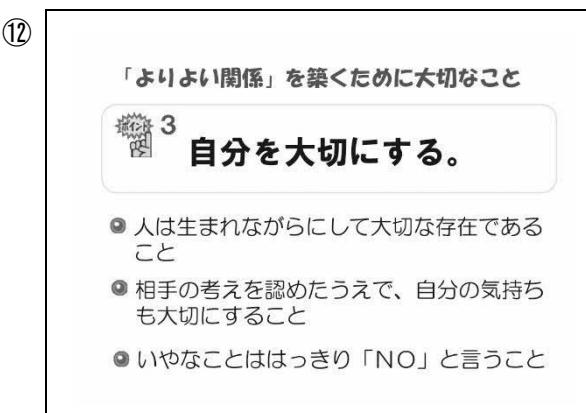
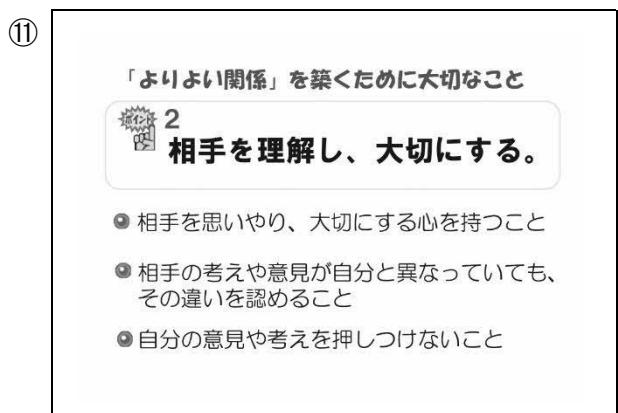
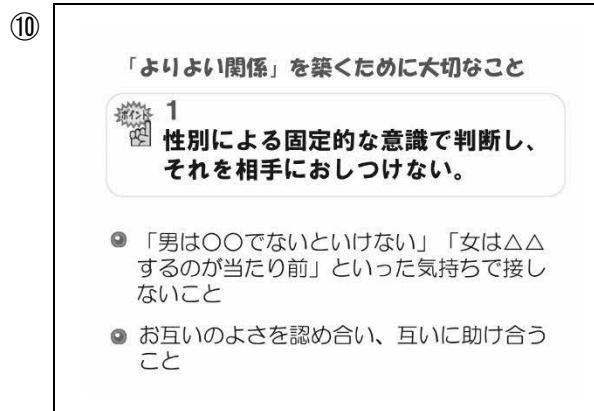
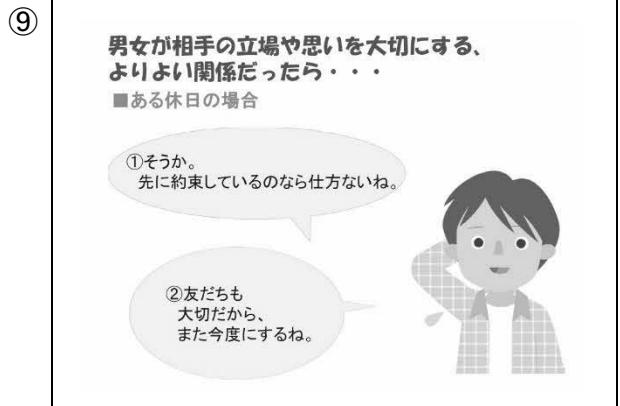
信じ合える関係など

⑧

男女が相手の立場や思いを大切にする、よりよい関係だったら…？

■体育大会での後片付けの場面

①いっしょに持って行こうか。
2人いれば運べそうね。
②そうだね。じゃあ、みんなでテントを運ぼう。



3 第3学年「男女がともに輝く社会の実現をめざして」

(1) 学習資料の解説

ア 資料について

「男女の平等」は、日本国憲法にも明記されている内容である。しかし「男性が優遇されている」と感じる人の割合が高いのが現実である。

ここでは、「男女の地位の平等感に関する資料」をとおして、家庭生活や社会での男女に関する現状を知り、その課題について関心を高めることをねらいとしている。また、男女共同参画社会の理念を理解し、男女が共に協力し合う、よりよい社会づくりに対する主体的な意欲や態度を養うことをねらいとしている。

イ 指導上の留意点

- 憲法条文と「男性が優遇されている」と感じる人が多いという現実の矛盾を考えることにより、男女共同参画に関する課題を明らかにし、関心を高められるようにする。
- 「参加」と「参画」の違いに触れながら、自主的かつ積極的に社会づくりに携わっていくことや、互いに尊重しあって、家事や育児なども同等の立場で役割を担っていくことの大切さを理解させる。
- 資料から、男女共同参画社会の実現に向けた取組みの推進状況を知り、自分これまでの行動や学習したこと振り返りながら、自分にできることや心がけていきたいことについて考えさせる。
- P11 資料⑤「所定内給与」とは、「定額給与（月間決まって支給する現金給与額）から超過労働給与額（時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等）を除いたもの」のことで、必要に応じて説明を行う。

ウ 学習指導要領との関連（例）

〈特別活動〉 学級活動 「内容」

- (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
 - イ 男女相互の理解と協力
- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
 - イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

エ 活用場面等

おもに第3学年の進路指導で活用

(2) 学習資料の内容

3 男女がともに輝く社会の実現をめざして

(1) 「男女の平等」の実現

★第14条【法の下の平等】
すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

★第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】
婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が両等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

★ 資料A: 熊本県におけるさまざまな場面での男女の地位の平等度

場面	男女が非常に優遇		どちらかといえば男性が優遇		どちらかといえば女性が優遇		女性が非常に優遇	
	男	女	男	女	男	女	男	女
熊本県全体	0.2	49.5	37.6	0.2	17.1	52.3	47.4	0.2
家庭生活	14.6	34.8	39.3	0.8	2.0	55.6	12.7	8.4
職場	2.6	33.0	29.9	2.0	27.0	55.6	12.7	8.4
学校教育の場	17.1	43.5	32.7	1.2	8.5	12.6	53.5	0.4
政治の場	28.2	32.7	32.8	15.8	15.3	55.6	12.7	8.4
法律や制度	9.2	30.8	32.8	15.8	15.3	55.6	12.7	8.4
社会意識	21.2	50.8	50.8	12.1	2.0	55.6	12.7	8.4
	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%

熊本県「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和元年）

まだまだ多くの人が男女平等ではないと感じているのはどんな理由があるのでしょうか。みなさんは、どう思いますか。

3-① 家庭や社会における男女の状況

2つのグラフから、どんな課題が見えてくるかな。

★資料B: 熊本県の夫婦（子どものいる世帯）の生活費（令和元年）

★資料C: 熊本県の年齢階級別労働力（男女別）

資料Cの状況が、どんなことに影響を及ぼすことになるのだろう。

(2) みんなの手で男女共同参画社会の実現を！

男女共同参画社会とは

できる社会のこと。

*「参画」とは、単に加わる「参加」と違い、ものごとの計画段階から自発的かつ積極的に加わっていくこと。

～国も県も、法律を整え、男女共同参画社会の推進を図っています～

- 男女共同参画社会基本法
- 男女雇用機会均等法
- 配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する法律
- 女性の職業生活における活躍の促進に関する法律
- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- 熊本県の関係法令
- 熊本県男女共同参画推進条例
- 熊本県男女共同参画計画

～熊本県がめざしている大きな目標～

『男女が互いに尊重し支えあう、
多様性に富んだ持続可能な社会の実現』

3-②

3-③ 男女共同参画社会を実現していくためには…

家庭では…

- 家族のみんなが協力して、家事、子育て、介護などを行い、明るく楽しい生活を送ります。

学校では…

- 一人一人の個性や能力を伸ばし、お互いの人格が尊重されることの大切さを学びます。
- 進学や就職において、個人の意思や適性を尊重した進路選択をします。

職場では…

- 一人一人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に發揮して、いきいきと活躍します。
- 男女ともに仕事と家庭・地域生活の両立が可能な、バランスのとれた働きやすい職場環境を整えます。

地域では…

- 地域社会の一員として、地域活動やボランティア活動に男性も女性も主体的に関わり、協力し合いながら、住みよい地域づくりを進めていきます。

3-④ 『女性の社会参画加速化戦略』

熊本県では、経済・労働分野における女性の社会参画を加速するため、平成26年8月に開催する団体とともに、『熊本県女性の社会参画加速化会議』を設置しました。

平成27年2月には、働く男女とともに宿性と能力を十分に発揮できる社会をつくるための「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定しました。この戦略では、「企業が変わることで女性・男性が変わる」「社会が変わる」そして「熊本が変わる」ための取組事例を多数紹介しており、あらゆる立場の人ができることから実践していくこととしています。

★Point★『男女平等』と『男女共同参画』は違うの？

『男女平等』とは、権利や義務、社会へ参画する機会など、あらゆる場面において性別によって「差別的ない、されない」ことで、『男女共同参画』とは「男女だから」「女性だから」といった性別による固有的な役割分担ではなく、一人ひとりの意欲や能力で「高い生かし方を実現」によって、共により良い社会をめざすというものです。

男女平等

男女共同参画

一人ひとりの違いを生かした多様な役割分担

私たちがめざす社会は、男女平等を前提としながら、性別に関わりなく一人ひとりの違いを生かし、男女共同参画社会です。

イケメンプロジェクト

育てる気、東灘を愛える。社会が動く。
MEN
イケメンプロジェクト

(1) 厚生労働省HPより)

これまでの学習を振り返って、社会をになう一人として、あなたは男女共同参画社会の実現のために、どんなことを心がけていきたいですか。

- 18 -

(3) 学習展開案例 (学級活動)

ア 本時のねらい

- 家庭生活や社会での男女に関する現状や課題に関心をもつことができる。
- 男女の平等を前提に、協力の重要性、また、男女共同参画社会の理念を理解し、よりよい社会づくりに対する主体的な意欲や態度を養う。

イ 展開例 (1時間取り扱い)

過程	時間	学習活動 (学習資料のページ)	主な発問・指示	教師の指導・留意事項
導入	15	1 「男女が平等ではない」と感じている要因について考える。 (P 7) 2 家庭や社会の現状を知る。 (P 8)	○熊本県の平等感を見てみよう。 ○憲法でも平等は明記されているものの、現実的には、みんな平等だとは感じていないのはなぜだろう。 【スライド①～③】 ○2つのグラフから、男女に関する課題が分かりますか。 【スライド④～⑦】 ○夫と妻で大きく違っているのはどの時間ですか。(資料B) ○女性が30～40代で下がっているはどうしてだろう。(資料C)	○資料Aから、社会的には、「男性が優遇されている」と感じている現状をつかませる。 ○これまでの生活で同じように感じたことがなかったか振り返らせ、実感を伴わせて考えさせる。 ○資料BCから次のような課題をつかませる。(※P11の資料を参考してもよい) ・家事や育児の負担が女性にかかっている。 ・結婚や育児のために、女性が離職せざるえない状況になっている。 ・離職が原因で、賃金やキャリアにも格差が生じている。など
男女共同参画社会の実現について考えてみよう。				
展開	5	3 めざす「男女共同参画社会」について考える。 (P 8)	○「男女共同参画社会」とはどういう社会だと思いますか。 【スライド⑧】	男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合う男女平等を前提として、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる社会のこと。
	10	4 男女共同参画社会の実現に向けた国や県の取組を理解する。 (P 8～9)	○男女共同参画社会の実現に向けた国や県の取組を見てみましょう。 【スライド⑨～⑪】	○P8下の県の目標をもとに、実現に向けた取組を捉えさせる。 ○P9の資料をもとに、女性の社会参画が進んできたこと、また、男性に対する男女共同参画の推進が図られてきていることをつかませる。
	15	5 男女共同参画社会の実現のために、心がけていきたいことをまとめ、話し合う。 (P 10)	○あなたは男女共同参画の実現のために、どんなことを心がけていきたいですか。 【スライド⑫】	○これまでの行動や学習を振り返らせながら自由に考えをまとめさせ、一人一人の考えを尊重するようにする。 ○P10を活用し、場面ごとのまとめをする。
まとめ	5	6 教師の話を聞く。 (裏表紙等を使って)	【スライド⑬⑭】	○男女共同参画社会を実現するためには、互いを尊重するだけではなく、社会の一員としての責任を担って、積極的に社会づくりに関わっていくことの重要性をおさえる。

ウ 評価例

- 男女共同参画社会の現状や目指す基本理念について理解し、よりよい社会づくりに対する主体的な行動への意欲をもつことができる。

【よりよい社会の形成に向けて主体的に自己を生かす態度】

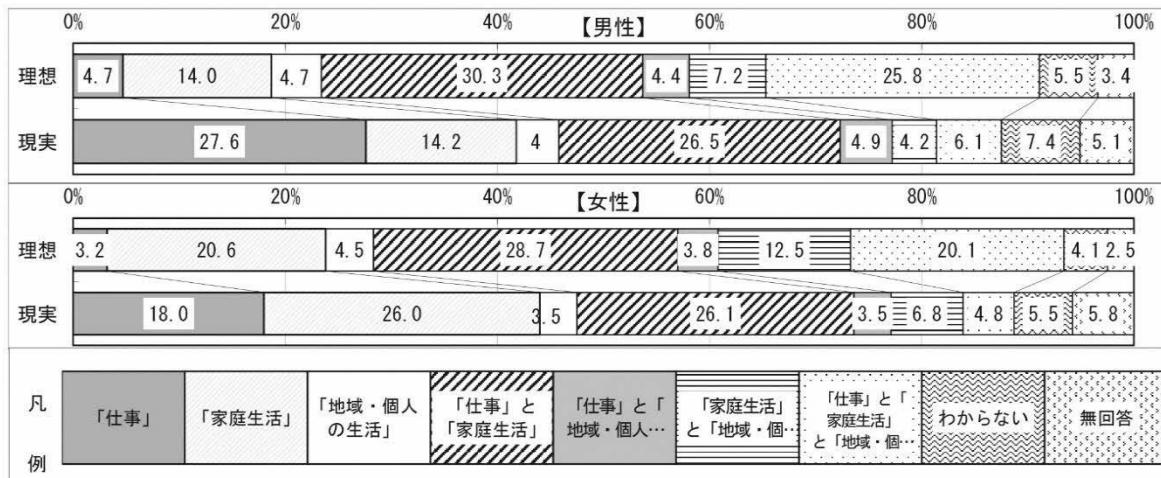
※「評価の視点」は、特別活動における資質・能力の視点「社会参画」をもとに重点化を図った例です。

(4) 指導のポイント

キーワード 「ワーク・ライフ・バランス」

「仕事と生活の調和」と訳されます。詳しくいうと「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発など、様々な活動に自ら希望するバランスで展開できる状態」のことです。ところが、仕事と家庭・地域生活の両立について、希望と現実のギャップが大きいのが実状です。

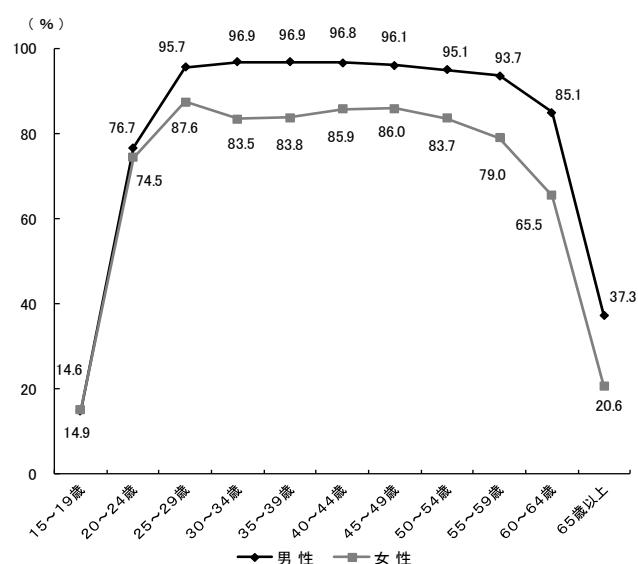
熊本県における仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」(R1.11実施)

キーワード 「M字型カーブ」～日本女性の労働力率の特徴～

熊本県の年齢階級別労働力（男女別）



日本の女性の年齢階級別労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、25~39歳のところに谷ができるM字型のカーブを描いているのが特徴です。これは一度は就職するが、20代後半から職を離れる人が増加し、40代前後で再び就職する人が多いということ…。
なぜでしょうか？

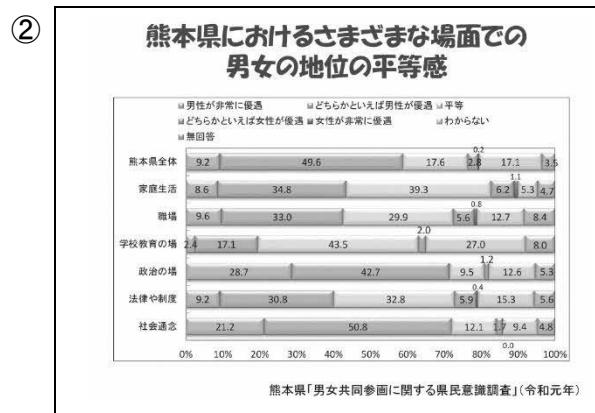
その背景には、男女の性別役割分担（女性は家庭、子育ての中心は母親）という社会の慣習が根強いことのほか、企業等の女性労働に対する考え方、子育てを支援する社会体制の不備などが考えられます。

(5) スライド資料一覧 第3学年 「男女がともに輝く社会の実現を目指して」

① 男女の平等の実現 日本国憲法

★第14条【法の下の平等】
すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

★第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】
婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。



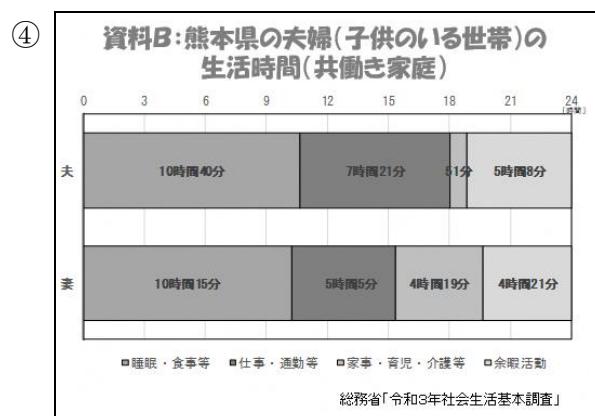
③ 熊本県におけるさまざまな場面での男女の地位の平等感

「平等」と感じている割合

場面	割合
熊本県全体	17.6%
家庭生活	39.3%
職場	29.9%
学校教育の場	43.5%
政治の場	9.5%
社会通念・慣習	12.1%

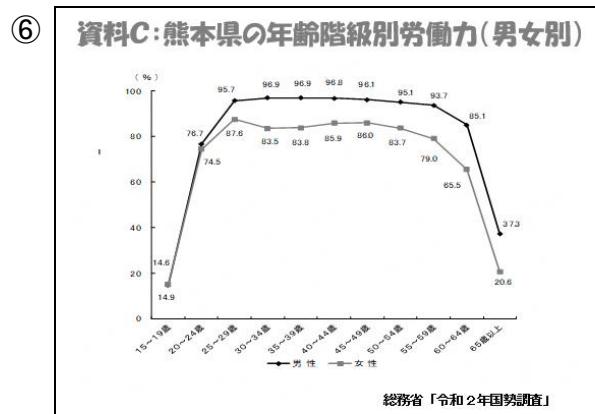
なぜなんだろう。どんな理由があるのかな?

たが感優高い。高じ遇實際くないれは、つて人い「男いのる二性み合とが



⑤ 家事・育児・介護等の時間の差

夫 → 51分 (共働き世帯)
差 3時間28分
妻 → 4時間19分 (共働き世帯)



⑦ なぜ女性だけがM字型になっているのか

出産や育児のために、離職しなければならない人がいる
その影響で……
男性と比べ、女性の賃金や管理職の割合が低いなど、男性と女性の間に格差が生じている現状がある

⑧ 「男女共同参画社会」とは

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる社会

⑨

熊本県がめざしている大きな目標

- 熊本県男女共同参画推進条例
- 熊本県男女共同参画計画

『男女が互いを尊重し支えあう、
多様性に富んだ持続可能な社会の実現』

⑩

『女性の社会参画加速化戦略』

熊本県では、経済・労働分野における女性の社会参画を加速化するため、平成26年8月に関係する団体とともに、『熊本県女性の社会参画加速化会議』を設置しました。

平成27年2月には、働く男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会をつくるための『熊本県女性の社会参画加速化戦略』を策定しました。この戦略では、『企業が変わる』『女性・男性が変わる』『社会が変わる』そして『熊本が変わる』ための取組事例を多数紹介しており、あらゆる立場の人ができるところから実践していくこととしています。



⑪

★Point★ 『男女平等』と『男女共同参画』は違うの？

『男女平等』とは、権利や義務、社会へ参画する機会など、あらゆる場面において性別によって「差別しない、されない」ことで、『男女共同参画』の前提となるものです。

そのうえで、『男女共同参画』は、「男性だから」、「女性だから」といった性別による固定的な役割分担ではなく、一人ひとりの意欲や能力の違いを生かした多様な役割分担によって、共により良い社会を築きましょうというものです。

前提

男女平等

男女共同参画

一人ひとりの違いを生かした多様な役割分担

私たちがめざす社会は、男女平等を前提としながら、男女が性別に関わりなく一人ひとりの違いを生かし皆が輝く男女共同参画社会です。

⑫



社会を担う一人として、
あなたは男女共同参画社会の
実現のために、どんなことを
心がけていきたいですか。

⑬

男女共同参画社会を実現していくためには…

家庭では…



- 家族のみんなが協力して、家事、子育て、介護などを行い、明るく楽しい生活を送ります。

学校では…

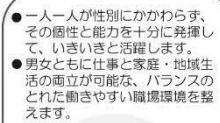


- 一人一人の個性や能力を伸ばし、お互いの人格が尊重されることの大切さを学びます。
- 進学や就職において、個人の意欲や適性を尊重した進路選択をします。

⑭

男女共同参画社会を実現していくためには…

職場では…



- 一人一人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、いきいきと活躍します。
- 男女ともに仕事と家庭・地域生活の両立が可能な、バランスのとれた働きやすい職場環境を整えます。

地域では…

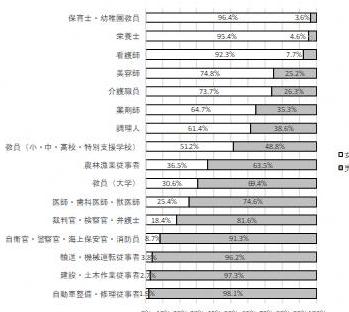


- 地域社会の一員として、地域活動やボランティア活動に男性も女性も主体的に関わり、協力し合いながら、住みよい地域づくりを進めています。

4 スライド資料一覧 その他の関係資料

①

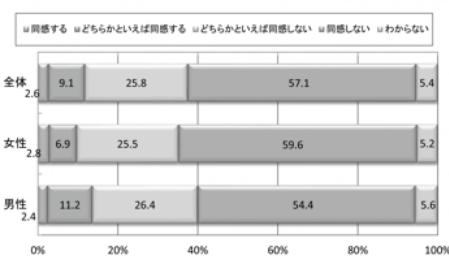
資料①:職業別に見た男女の割合(全国)



総務省「令和2年国勢調査」

②

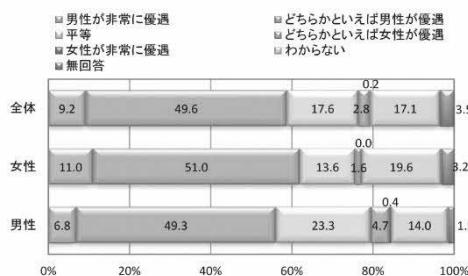
資料②:性別によって役割を固定する意識に対する考え方(熊本県)



熊本県企画課「2023県民アンケート調査」

③

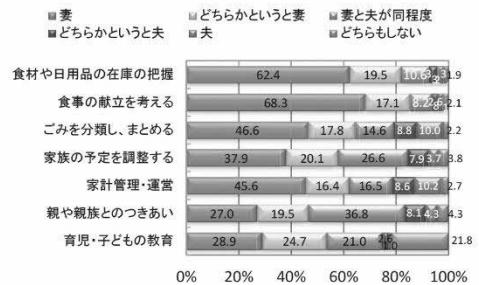
資料③:男女の地位の平等感 (熊本県)



熊本県「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和元年)

④

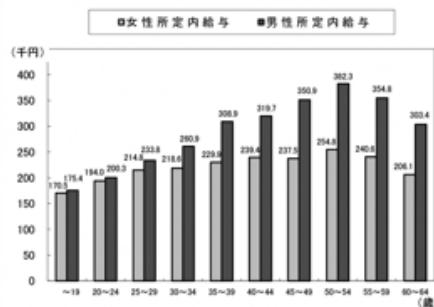
資料④:家事・家庭のマネジメント分担 (全国)



内閣府「男女共同参画白書」(令和2年)

⑤

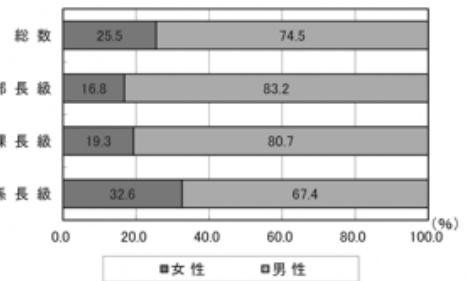
資料⑤:男女別 所定内給与及び男女の格差(熊本県)



厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

⑥

資料⑥:事業所における管理職の男女の割合(熊本県)



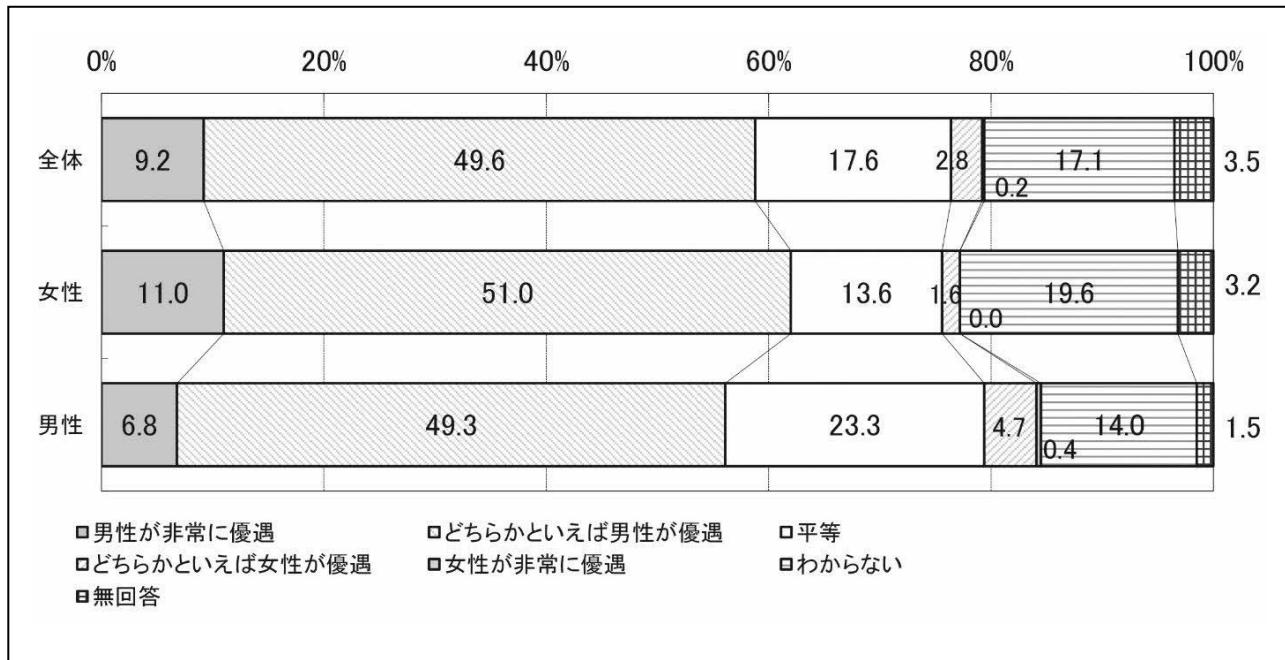
熊本県労働雇用創造課「熊本県労働条件等実態調査」(令和4年度版)

IV 参考資料

1 男女の地位の平等感

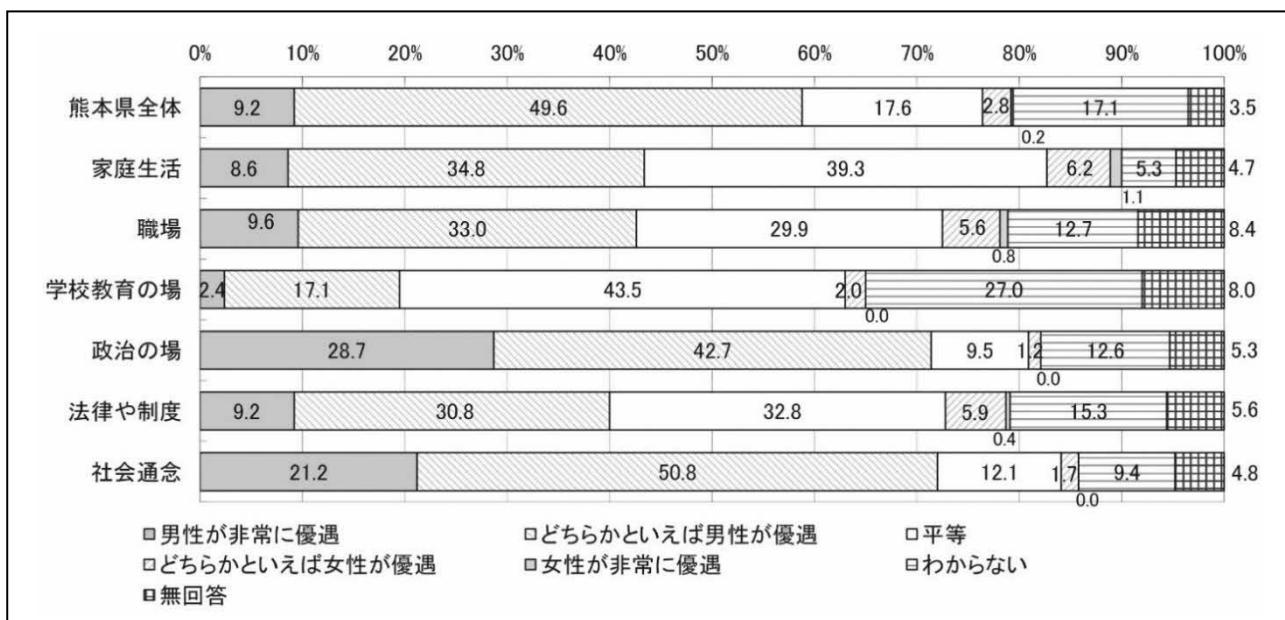
(1) 全体・男女別

- 全体では、58.8% (9.2+49.6) の人が「男性が優遇」されていると感じています。
- 男女別では、「男性が優遇」されていると感じている人の割合は、女性が多くなっています。



熊本県「男女共同参画に関する県民意識調査」(R1)

(2) 分野別



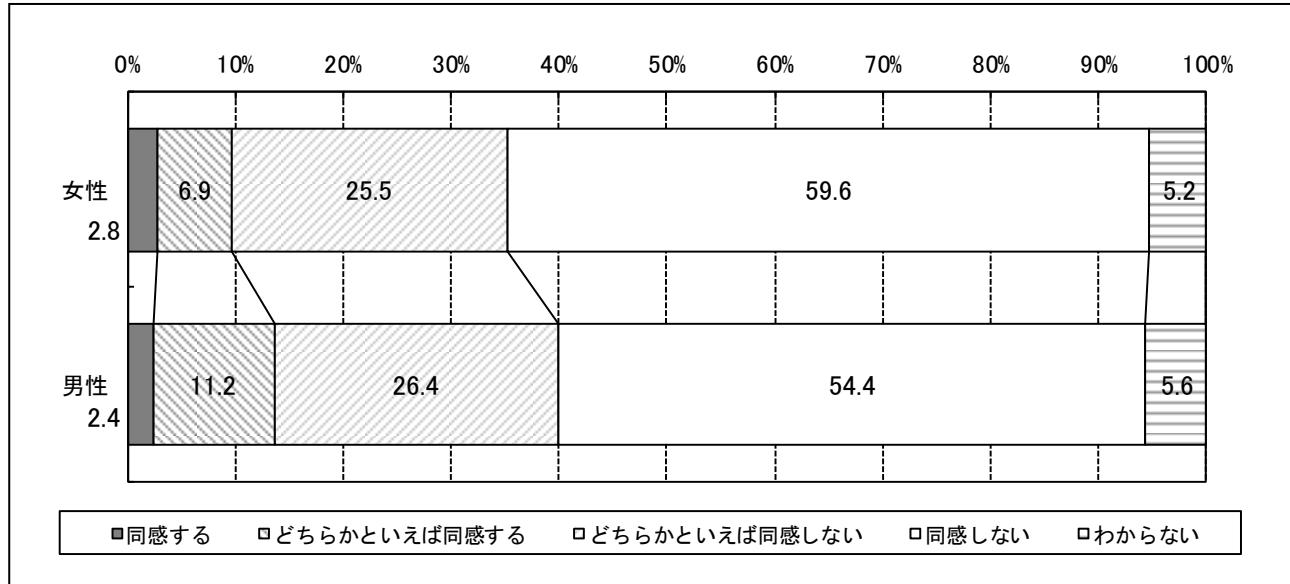
熊本県「男女共同参画に関する県民意識調査」(R1)

2 固定的性別役割分担意識

(1) 「男は仕事、女は家庭」などと性別により役割を固定する考え方について

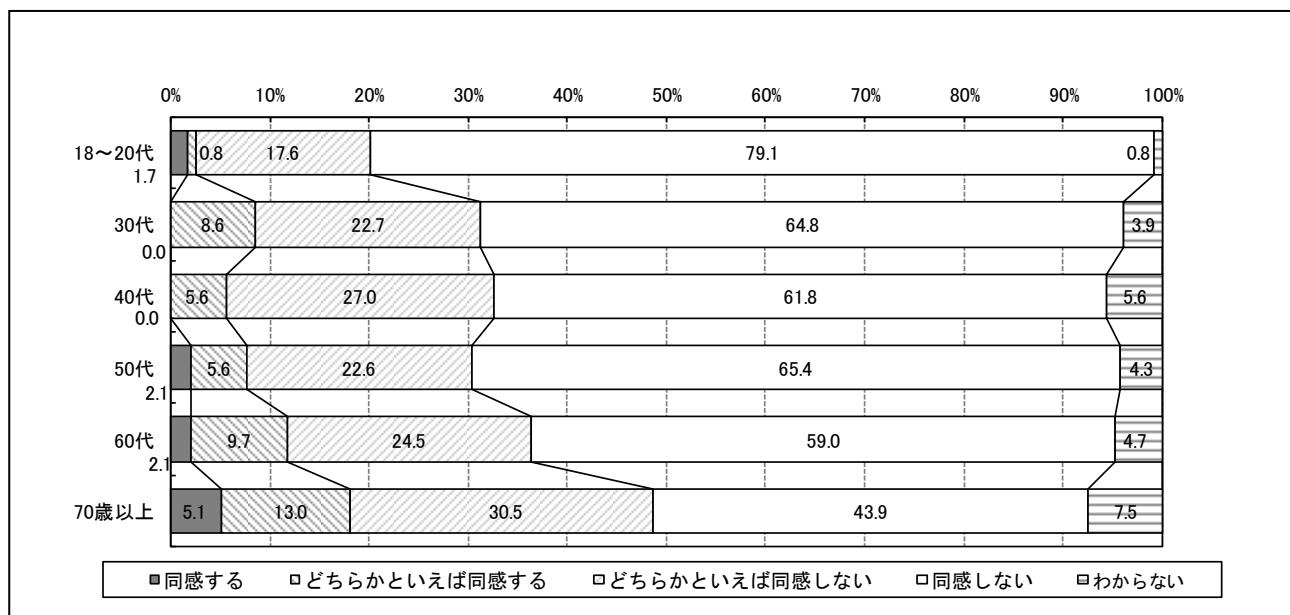
○男女別では「同感する」「どちらかといえば同感する」は、男性が女性より 3.9 ポイント高く、男性の方が固定的性別役割分担意識に同感する傾向があります。

① 男女別



熊本県企画課「2023 年県民アンケート調査」

② 年代別

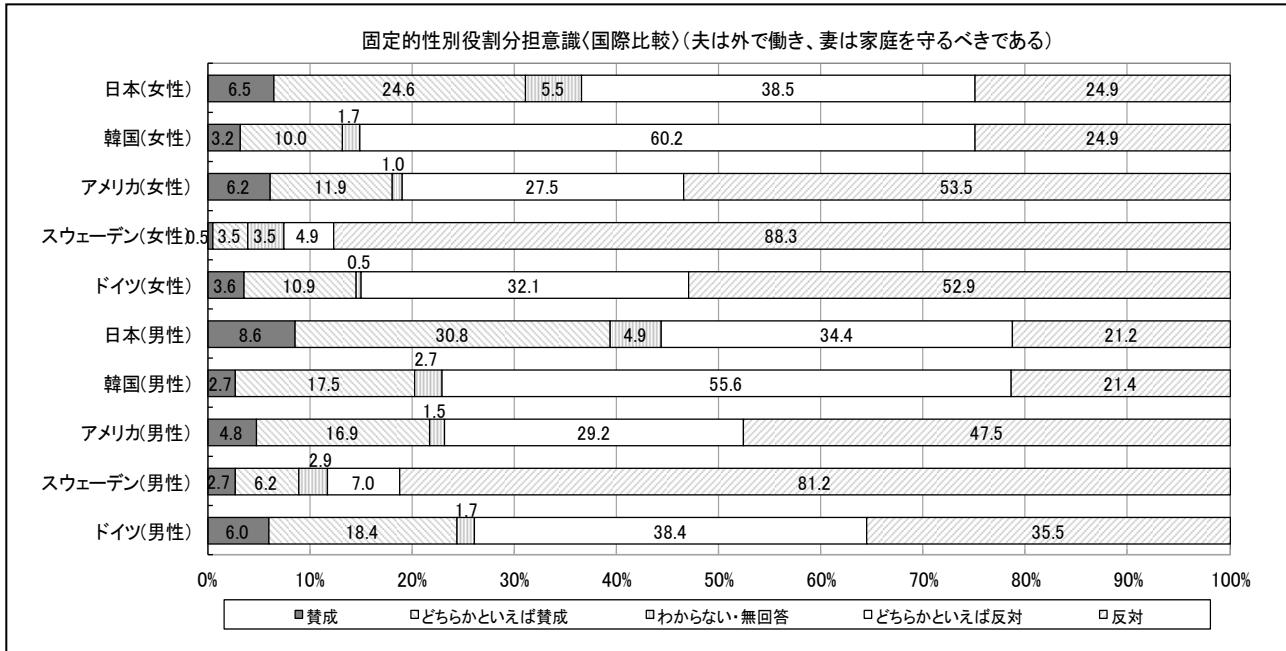


熊本県企画課「2023 年県民アンケート調査」

※回答数の差により年代によっては、統計上の誤差が生じることが考えられる。

(2) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

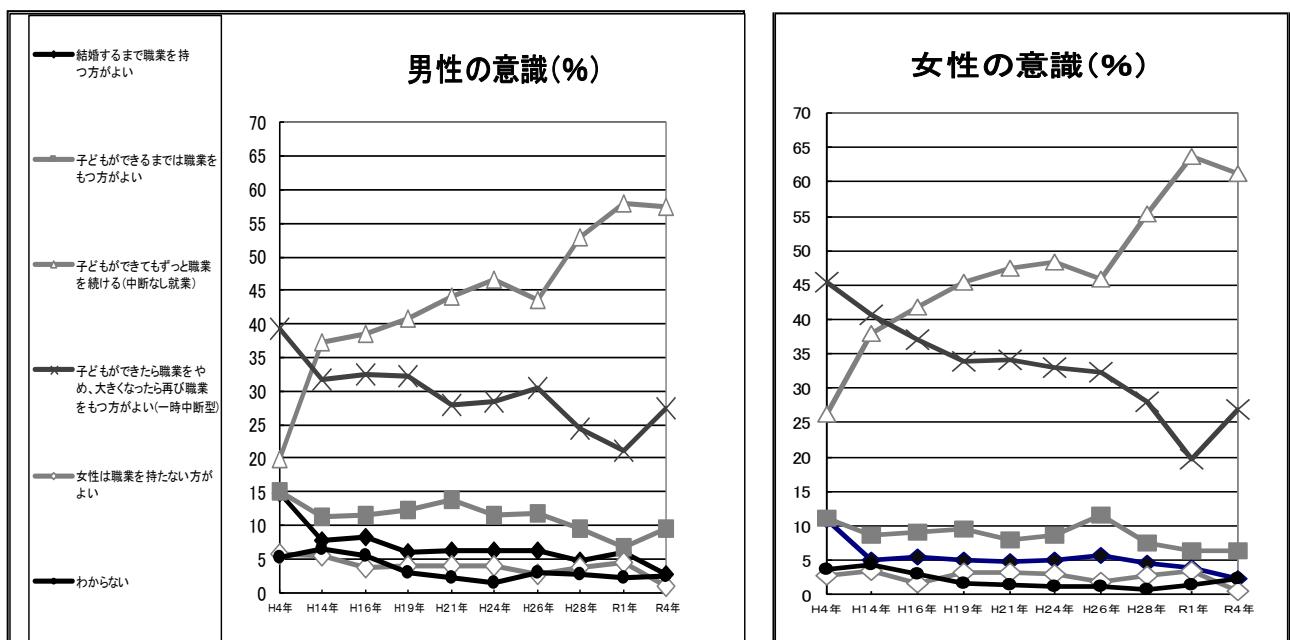
○諸外国では、「賛成」、「どちらかといえば賛成」とする割合は低く、特にスウェーデンで顕著です。一方、日本では賛成する割合が外国より高くなっています。これは、他国に比べ、例えば子育てや介護等は女性の役割であると認識されていることで結婚や出産を機に離職する方がよいと考える人が多く、特に高齢者の意識の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識や社会慣習が根強く残っていることなどが要因と考えられます。



※備考：日本のデータは内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年9月）、その他のデータは「男女共同参画社会に関する国際比較調査」（平成15年6月）より作成

(3) 女性が職業を持つことに対する意識変化

○男女ともに女性の就業を肯定的にとらえる意識は増加しています。特に男性では、平成14年から「中断なし就業」を支持する人が増加し、「一時中断型」と合わせると8割以上の男性が女性の就業に肯定的な考え方を持っています。また、平成16年には男女とも「中断なし就業」を支持する人が最も多くなり、平成28年以降は、ともに半数以上を占めています。

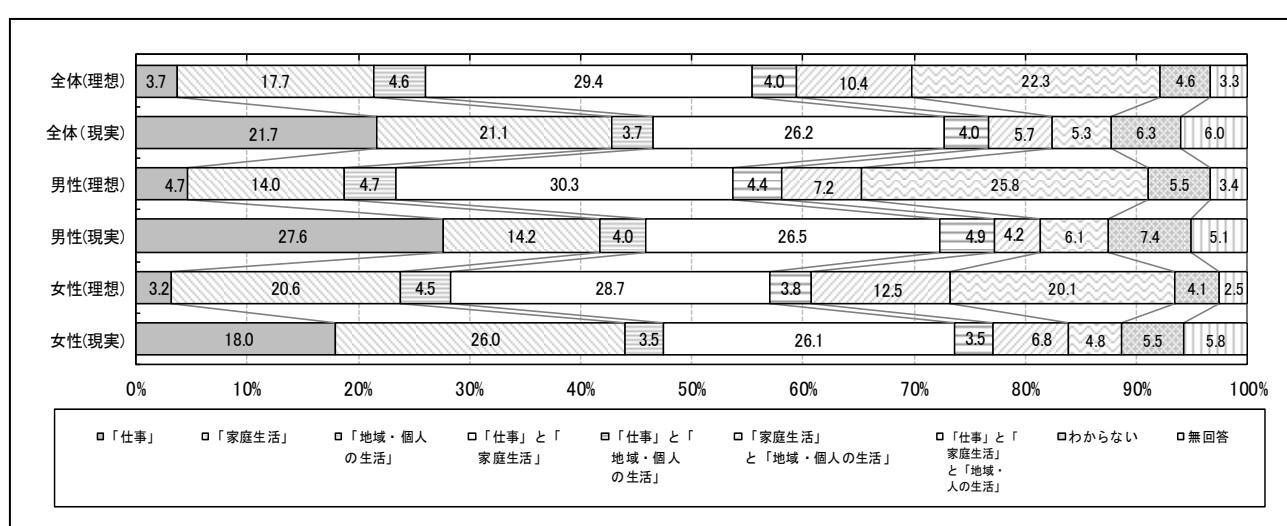
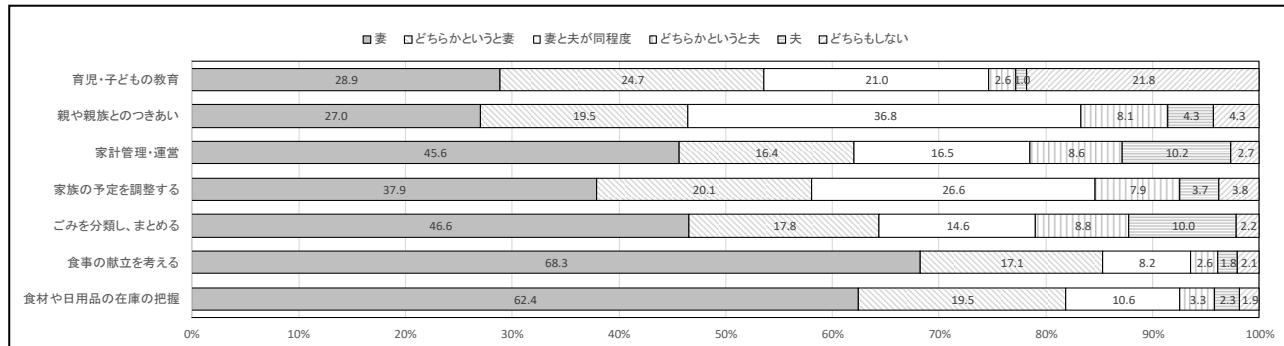


※備考：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和4年11月調査）より作成

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

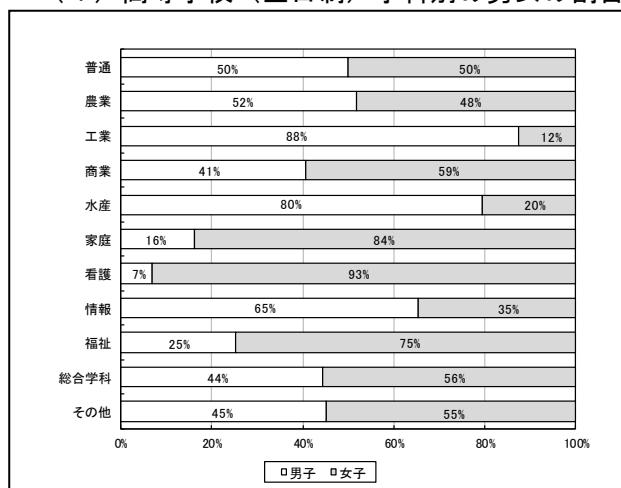
- 家庭における家事分担は、大部分が主として妻が分担をしています。
- 仕事と家庭・地域生活の両立では、仕事と家庭生活をともに優先させたいなどの「複数の活動と両立させた生活」をおくりたいと希望する人の割合（66.1%）が高いが、現実は、仕事のみを優先しているなどの「単一の活動を優先した生活」を送っている人の割合（46.5%）が高くなっています。男女別においても同様の結果となっており、希望と現実にギャップがあることがわかります。

（1）家事・家庭へのマネジメントの分担

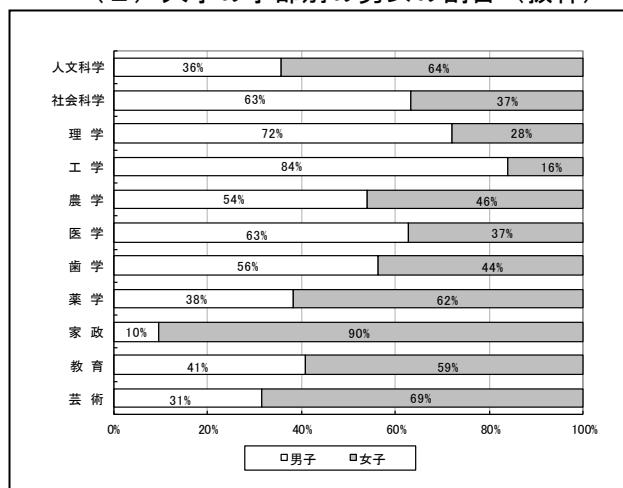


4 教育の状況

（1）高等学校（全日制）学科別の男女の割合



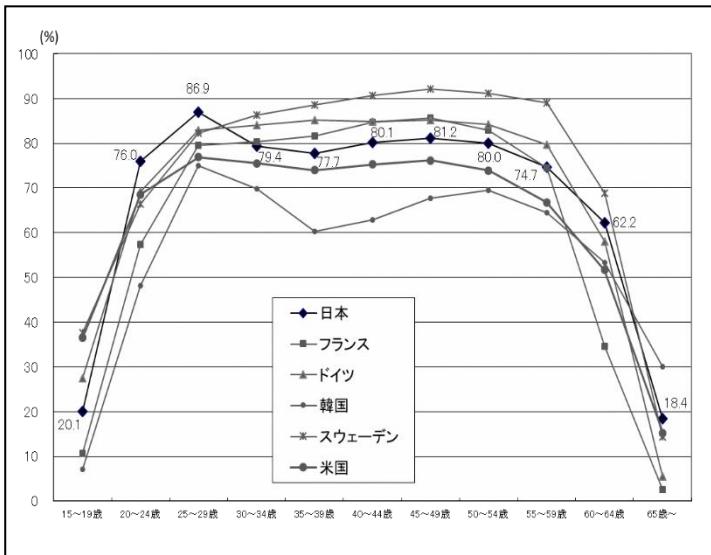
（2）大学の学部別の男女の割合（抜粋）



文部科学省「令和5年度学校基本調査」

5 就業・雇用分野の状況

(1) 女性の年齢階級別労働率<国際比較>



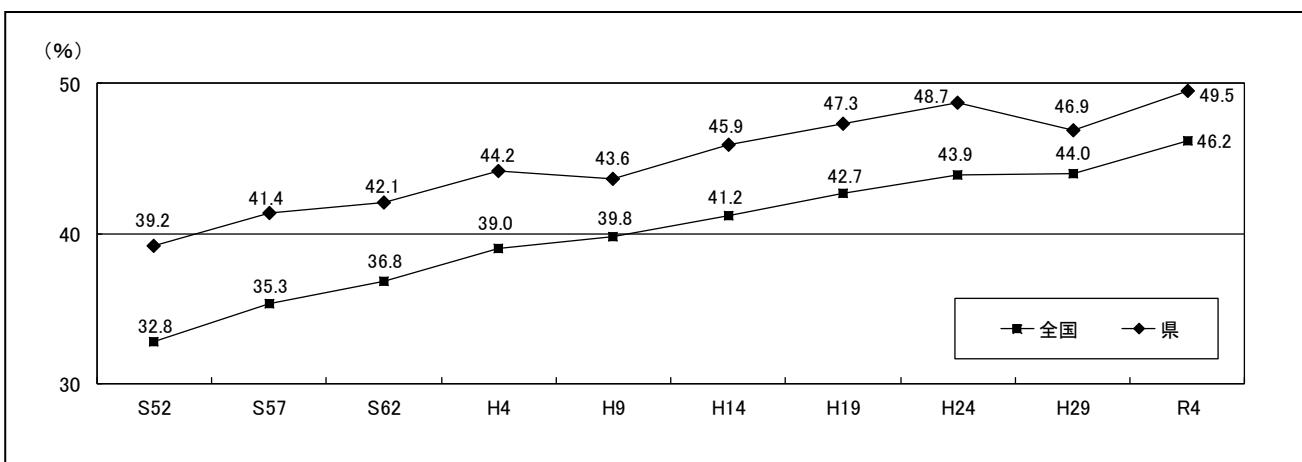
諸外国をみると、韓国では日本と同様に「M字カーブ」を描いていますが、他の欧米諸国では見られません。

(備考)

1. 日本は総務省「労働力調査(基本集計計)」令和3(2021年)、その他の国は ILO “ILOSTAT”より作成。韓国、米国は令和3(2021)年の値。フランス、ドイツ、スウェーデンは令和2(2020)年の値。
2. 労働率は、「労働力人口(就業者+完全者)」／「15歳以上人口」×100。
3. 米国の15~19歳の値は、16~19歳の値。

内閣府「男女共同参画白書」(令和4年版)

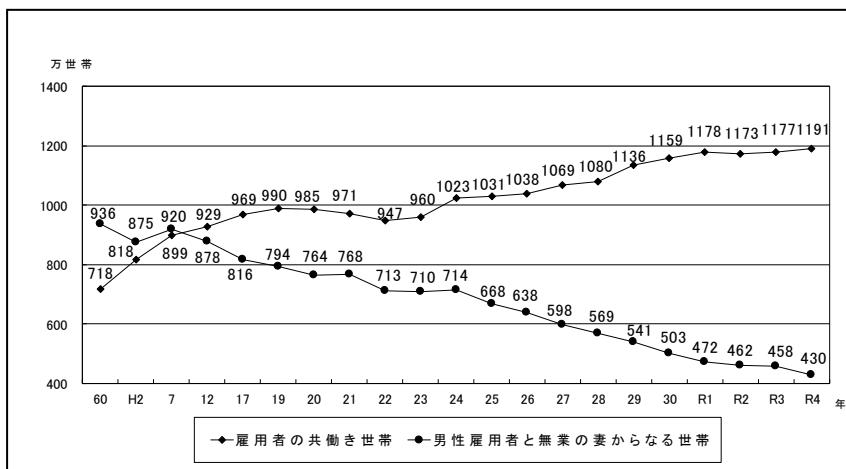
(2) 雇用者に占める女性の割合の推移



総務省「就業構造基本調査」(R4)

(3) 共働き世帯数の推移

昭和55年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる世帯を上回っています。令和4年には、雇用者の共働き世帯が1,191万世帯、男性雇用者と無業の妻からなる世帯が430万世帯となっています。



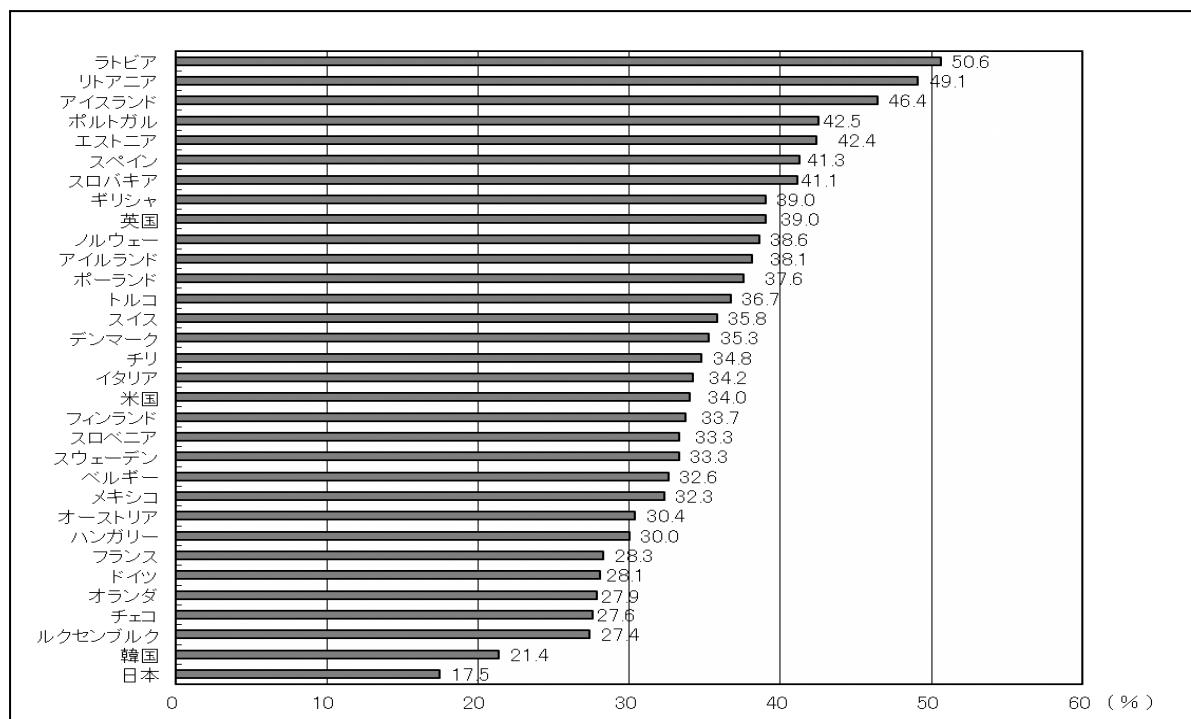
(備考)

1. 昭60(1985)年から平成13(2001)年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。平成14(2002)年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、平成29(2017)年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下世帯。平成30(2018)年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22(2010)年及び23(2011)年の値は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

内閣府「男女共同参画白書」(令和5年版)

(4) 研究者に占める女性の割合の国際比較

我が国における研究者に占める女性の割合は、緩やかな上昇傾向にあるが、令和3年3月31日現在で17.5%にとどまっており、諸外国と比べて低いものとなっています。



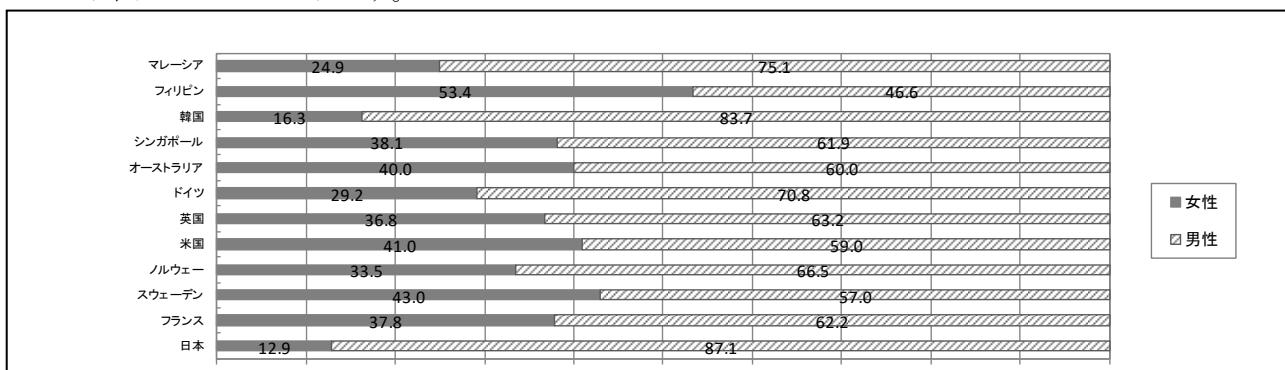
(備考)

1. 総務省「科学技術研究調査」(令和3(2021)年)、OECD “Main Science and Technology Indicators”、米国国立科学財団(National Science Foundation: NSF) “Science and Engineering Indicators”より作成。
2. 日本の数値は、令和3(2021)年3月31日現在の値。アイスランド、フランスは平成29(2017)年値。チェコ、韓国、メキシコ、ボルトガル、スロバキア、トルコは令和2(2020)年値。その他の国は、令和元(2019)年値。推定値及び暫定値を含む。
3. 米国の数値は、雇用されている科学者(Scientists)における女性の割合(人文科学の一部及び社会科学を含む)。技術者(Engineers)を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は29.4%。
4. 数値は令和4(2022)年4月15日時点。

内閣府「男女共同参画白書」(令和4年版)

(5) 管理的職業従事者に占める男女の割合の国際比較

管理職の女性割合を主な国と比較すると、日本の女性の割合は12.9%で、世界と比べるとかなり低いことがわかります。



(備考)

1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(令和4(2022)年)、その他の国はILO “ILOSTAT”より作成。
2. 日本、米国は令和4(2022)年、オーストラリア、マレーシアは令和2(2020)年、英国は令和元(2019)年、その他の国は令和3(2021)年の値。
3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

内閣府「男女共同参画白書」(令和5年版)

6 政策・方針決定過程への女性の参画

政治・経済活動への女性の参画指標の国際比較

2022年9月に国連が発表した「人間開発報告書」によると、日本の人間開発指数（HDI）は191か国中、前回と同様19位でした。

一方、2023年6月に世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、146か国中125位となっています。これは、経済分野、政治分野への女性の参画の遅れが主な原因となっています。

HDI、GGIにおける日本の順位

HDI(人間開発指数)			GGI(ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GGI値
1	スイス	0.962	1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.961	2	ノルウェー	0.879
3	アイスランド	0.959	3	フィンランド	0.863
4	香港	0.952	4	ニュージーランド	0.856
5	オーストラリア	0.951	5	スウェーデン	0.815
6	デンマーク	0.948	6	ドイツ	0.815
7	スウェーデン	0.947	7	ニカラグア	0.811
8	アイルランド	0.945	8	ナミビア	0.802
9	ドイツ	0.942	9	リトアニア	0.800
10	オランダ	0.941	10	ベルギー	0.794
:	:		:	:	
19	日本	0.925	43	米国	0.748
19	韓国	0.925	105	韓国	0.680
20	米国	0.921	125	日本	0.647
:	:		:	:	

備考：1. HDIは、国連開発会議（UNDP）「人間開発報告書2021/2022」（2022年9月公表）及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2023」（2023年6月公表）より作成
2. 測定可能な国数は、HDIは191か国、GGIは146か国

※人間開発指数とは…

「長寿で健康な生活」、「知識」、「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予測就学年数）、1人当たり国民総所得を用いて算出している。

※ジェンダー・ギャップ指数とは…

各国内の男女間の格差を数値化したもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

7 男女共同参画を知るためのキーワード

男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律）

企業の募集及び採用から定年、退職及び解雇に至るあらゆる雇用の面において男女が機会や待遇を等しく与えられるよう昭和 61 年 4 月に施行されました。平成 19 年 4 月の法改正では働く人が性別で差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重され、能力を十分發揮できる雇用環境整備のため、性別を理由とする差別の禁止、出産・妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等が明記されました。また、令和元年 5 月の改正では、セクシュアルハラスメントの発生防止や事後対応の義務に関する部分の改正が行われ、職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務が明記されました。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月に施行されました。

熊本県男女共同参画推進条例

熊本県、県民、事業者及び市町村が互いの連携協力のもとに、「男女が互いに尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会」の実現をめざすこと目的として、平成 14 年 4 月に施行されました。

熊本県男女共同参画計画

本県における男女共同参画社会の実現をめざし平成 13 年 3 月に策定されました。この計画に基づき、男女共同参画の意識づくり、女性の人権への配慮、仕事と家庭の両立支援などの取組が進められてきました。平成 18 年 3 月、平成 23 年 3 月、平成 28 年 3 月及び令和 3 年 3 月に、社会状況の変化などを踏まえて改定されました。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の意思や能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、性別を理由として役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」等が挙げられます。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者等からの暴力のこと。身体的な暴力の他に、精神的暴力（暴言を吐くなど）や経済的暴力（生活費を渡さないなど）、性的暴力（性行為の強要など）などがあります。相手を自分の思い通りにするために、身体や心を傷つける行為は、すべて暴力であり、重大な人権侵害です。恋人間の「デート DV」もあります。

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことをさします。

ジェンダー（社会的性別）の視点

「社会的文化的に形成された性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的につくられたものであることを意識していこうとするものです。

このように、「ジェンダーの視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。

セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

相手の意に反した性的な性質の言動で、性に関する不適切な発言、身体の不必要的接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示などがあります。近年の SNS や出会い系サイトの利用を起因とする被害にも注意が必要です。

ストーカー行為（つきまとい等）

特定の者に対する恋愛感情、その他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対するうらみの感情を充足する目的で、特定の者又はその配偶者、その他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけたりするような行為などを繰り返し行うことをいいます。

ポジティブ・アクション

積極的な改善措置のことです。社会の様々な場面での男女間の格差を改善するため、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供することをいいます。

育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

平成 4 年 4 月に施行され、男女とも労働者は子が 1 歳になるまでの間、育児休業が取れるようになりました。

平成 21 年には短時間勤務制度を事業主に義務化、父親の育児参加の促進などの改正が行われ、平成 24 年 7 月 1 日からすべての事業主に適用されています。平成 28 年 3 月には、介護休暇、看護休暇の取得単位の柔軟化などの改正が行われ、平成 29 年 3 月には、最長 2 歳まで育児休業の再延長を可能にするなどの改正が行われました。また、令和 2 年 6 月には育児・介護者に対するハラスメント防止のため事業主が講ずべき措置等に関する改正法が施行されました。

令和 3 年 6 月には、企業に対し男性職員への周知を義務化する、育児休業の分割取得を可能とするなどの改正が行われ、令和 4 年 4 月から段階的に育児休業に関する施策が施行され、令和 4 年 10 月には出生時育児休業（産後パパ育休）などが施行されました。

8 世界・日本・熊本県における男女共同参画の動向

	世界の動き	日本の動き	熊本県の動き
1975年 (昭和 50 年)	国際婦人年 「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置	
1977年 (昭和 52 年)		「国内行動計画」策定	商工労働水産部労政課に婦人行政担当窓口設置
1979年 (昭和 54 年)	国連「女子差別撤廃条約」採択		
1980年 (昭和 55 年)	「国連婦人の 10 年」中間年世界会議（コペンハーゲン）		
1985年 (昭和 60 年)	『国連婦人の 10 年』世界会議（ナイロビ） 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	
1991年 (平成 3 年)		「育児休業法」公布	
1993年 (平成 5 年)	国連第 48 回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	中学校で技術・家庭科の男女共修開始	
1994年 (平成 6 年)		高等学校で家庭科の男性共修開始	「ハーモニープランくまもと」策定
1995年 (平成 7 年)	第 4 回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）	
1996年 (平成 8 年)		男女共同参画推進連携会議発足 「男性共同参画 2000 年プラン」策定	
1999年 (平成 11 年)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行	
2000年 (平成 12 年)	国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」策定、「ストレート行為等の規制等に関する法律」公布・施行 「児童虐待の防止に関する法律」公布・施行	環境生活部に男女共同参画課設置 女性総合相談室設置
2001年 (平成 13 年)		男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行	熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと 21」策定
2002年 (平成 14 年)			男女共同参画推進条例施行 男女共同参画審議会・男女共同参画センター・配偶者暴力相談支援センター設置
2003年 (平成 15 年)		「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 「少子化社会対策基本法」公布・施行	環境生活部に男女共同参画・パートナーシップ推進課設置
2005年 (平成 17 年)	第 49 回国連婦人の地位委員会 (国連「北京 +10」世界閣僚級会合)（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」(第 2 次) 策定	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定
2006年 (平成 18 年)			熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと 21」(第 2 次) 策定 総務部に男女共同参画・パートナーシップ推進課移管
2008年 (平成 20 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」改定
2009年 (平成 21 年)		「育児・介護休業法」改正 (短時間勤務制度を事業主に義務化等)	
2010年 (平成 22 年)		「男女共同参画基本計画」(第 3 次) 策定	
2011年 (平成 23 年)			熊本県男女参画計画「ハーモニープランくまもと 21」(第 3 次) 策定 環境生活部に男女参画・協働推進課設置
2013年 (平成 25 年)		若者・女性活躍推進フォーラムの推進、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	
2014年 (平成 26 年)			熊本県女性の社会参画加速化会議発足 「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第 3 次)」策定
2015年 (平成 27 年)	国連で、持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を決定	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行 「男女共同参画基本計画」(第 4 次) 策定	「女性の社会参画加速化戦略」策定
2016年 (平成 28 年)			熊本県男女共同参画計画(第 4 次) 策定
2018年 (平成 30 年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の公布・施行	
2019年 (令和元年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正	「熊本県配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第 4 次)」改定
2020年 (令和 2 年)		「男女共同参画基本計画」(第 5 次) 策定	「女性活躍サミット 2020」開催
2021年 (令和 3 年)			熊本県男女共同参画計画(第 5 次) 策定
2022年 (令和 4 年)		改正「育児・介護休業法」(育児休業の分割取得、出生時育児休業)の施行	
2023年 (令和 5 年)		「男女共同参画基本計画」(第 5 次) 改正	

* 資料に関するインターネットURL一覧

◎教師用手引き掲載資料

【P24、P27】(男女共同参画に関する県民意識調査 令和元年11月調査)

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/56/1511.html>

【P26】(内閣府男女共同参画局:男女共同参画社会に関する国際比較調査)

<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/intl-compare/mokujii.html>

【P26】(内閣府男女共同参画局:男女共同参画社会に関する世論調査)

<https://survey.gov-online.go.jp/r01/r01-danjo/index.html> (令和元年調査)

<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-danjo/index.html> (令和4年調査)

【P27】(文部科学省:学校基本調査 令和5年)

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/2023.htm

【P28】(総務省:令和4年就業構造基本調査)

<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/index.html>

【P28、P29】(内閣府:男女共同参画白書)

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/ (令和2年度版)

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/ (令和4年度版)

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r05/zentai/ (令和5年度版)

【P30】(国連開発計画:人間開発報告書2021-2022年版)

<https://www.undp.org/ja/japan/publications/hdr2021-2022>

【P30】(世界経済フォーラム:The Global Gender Gap Report 2023)

http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2023.pdf

◎その他の参考資料

【熊本県HP:男女共同参画関係】

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/56/>

【熊本県男女共同参画センター「ならんで」】

<https://www.parea.pref.kumamoto.jp/danjo/>

●問い合わせ先

熊本県 環境生活部県民生活局

男女参画・協働推進課

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL:096(333)2287

FAX:096(387)3940

発行者:熊本県

所 属:男女参画・協働推進課

発行年月:令和6年(2024年)3月